

建築物等の解体等工事の発注者及び施工業者の皆様へ

特定粉じん排出等作業（届出対象）の 完了報告を義務化します。

北九州市では、大気汚染防止法で作業実施の届出が義務付けられている特定粉じん排出等作業について、法で定められた作業基準を遵守し、適切に工事が実施されたか確認をするために、平成 18 年より、当該工事の発注者等に対して、作業完了後に完了報告書を提出するよう求めてきました。

この度、北九州市公害防止条例が一部改正され、令和 6 年 2 月 1 日からは当該完了報告が義務化されますので下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、当該作業完了後は、完了日から 60 日以内に遅滞なく本市まで完了報告をいただきますようご協力よろしく申し上げます。

【根拠条文】北九州市公害防止条例 第 20 条の 2

【報告内容】

- (1) 届出対象特定工事の発注者及び元請業者若しくは下請負人又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 届出対象特定工事の場所
- (3) 特定粉じん排出等作業の種類
- (4) 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- (5) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類
- (6) 特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの処理に関する管理を特別管理産業廃棄物管理責任者が行う場合には、次に掲げる事項
 - ア 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名
 - イ 特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの運搬をした者の氏名又は名称
 - ウ 特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの処分をした者の氏名又は名称
 - エ 特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの数量

【報告様式】本市 HP に掲載

(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/file_0459.html)

【報告期限】作業完了日から 60 日以内

【施行日】令和 6 年 2 月 1 日



【問合せ先】

北九州市 環境局 環境監視課 石綿騒音係

TEL：093-582-2290

北九州市小倉北区域内 1-1 北九州市役所本庁舎 10 階